

12月の市議会で議員提出の議案が出され、10対7で可決されましたが、市長はこれを拒否。再議に付したので、今度は議会の再議決には2/3(12名)の賛成が必要になります。その経過と意見を両者に書いていただきました。

# 議会提案の条例と市長の再議(拒否権)について

(市議会議員) 門田直樹

市内各所で携帯電話基地局を巡り、近隣住民と事業者の間でトラブルが起きています。市長によると①基地局からの電磁波が人体に悪いという科学的証明はない②事業者に対する指導等の法的な権限が市にないから対応は困難とのこと。

①については「安全という証明」もなされていません。電磁波と健康被害についてはWHOをはじめ様々な指摘があります。また②の「指導等の法的権限がない」から「対応は困難」と

いう結論は驚きです。地方自治体は条例により指導等の法的権限を得るのではないのでしょうか。

また市は最近「携帯基地局に関する実施方針」を策定したと、議会に報告がありました。

## 携帯電話基地局は市民に必要なものです

(市長) 井上保廣

携帯電話基地局は電波法などの法律に基づき設置されており、国も健康に悪影響を及ぼすものではないとの見解を公表しております。

また、携帯電話は、家族や友人との連絡、仕事関係での利用、様々なメディアへの接続など、現代社会を営む上で非常に重要なツールとして大きな役割を果たしています。特に、高齢者や子供たちの安全確認、119

としては極めて不十分です。この問題に対し議員有志で調査研究を行い、実効性のある条例が必要との結論に達し、昨年の12月議会に「携帯電話中継基地局に関する紛争防止条例」を議員発議で提案しました。

この条例はあくまで紛争防止を目的とし、事業者に計画の届出や説明会の開催を求めるもので、決して基地局の新設や改造を妨げたり事業者の経済活動を停止させるものではありません。

発議を受け特別委員会でも審議し、本会議では反対討論もなく、賛成10反対7で可決しまし

た。ところが、新聞各紙が報道した通り、井上市長は議決後直ちに「再議」を申し立てました。

異議は①実施方針があるの  
で条例は必要ない②市民の通信の利益を害する等といった理由ですが、①は前述の通り、②は条例の意図を誤解ないしは曲解していると思えません。

再議の可決には議員の三分の二(12名)が必要で現状は厳しいところとす。

井上市長は「安全で安心して暮らせるまちの推進」を公約に掲げておられます……市民側に立ち再考願いたいと考えます

るため、市民を代表する市長として、本条例案の成立に反対の立場で異議の申し立てを行いました。

今後、携帯電話の普及や高機能携帯機器への移行により、携帯電話基地局の新設や改造が必要になってきます。市民のためにも、電波の安全性を理  
解した上で、携帯電話が円滑に使用できる環境を整備していか  
なければならぬと思っていま  
す。

2面に当会のコメントを載せています。

真の「まちづくり」は普通の市民が考え・発言し・行動することから

市民グループ  
住みよい太宰府を作ろう かい

略称 <作ろうかい>

# 作ろう!

90号 (12・2・10)

<問い合わせ・連絡先>

〒818-0101

太宰府市観世音寺4-17-22

観世 広

電話とFAX 092・922・6801

急ぎの場合は 090・9602・9508

Eメール Kanze.hiroshi@ezweb.ne.jp

今月は、14,500部発行